

第 9 回

越 谷 市 教 育 委 員 会 議 事 録

令和4年 8 月25日

定 例 会

令和4年第9回越谷市教育委員会議事録

招集年月日 令和4年8月25日
 招集の場所 越谷市役所第二庁舎3階 教育委員会室
 開閉会日時 開会8月25日 午前10時00分
 閉会8月25日 午前11時30分

出席委員

教 育 長	吉 田 茂	教 育 長 職務代理者	野 口 久 男
委 員	荒 木 明 子	委 員	渡 辺 律 子
委 員	山 口 文 平	委 員	東 宏 行
欠席委員	な し		

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	鈴 木 功	学校教育部長	青 木 元 秀
教育総務部 副参事兼 教育総務課長	會 田 修	学校教育部 副部長兼 学校管理課長	五十嵐 治
教育総務部 副参事兼 スポーツ振興 課 長	八木下 太	学校教育部 副参事兼 指導課長	小野寺 秀 明
生涯学習課長	木 村 和 明	学務課長兼 小中一貫校 整備室長	磯 山 貴 則
図書館長	茂 木 実	給食課長	中 野 聡
生涯学習課 調整幹兼 科学技術体験 センター所長	小 拔 麻衣子	教育センター 所 長	菊 池 邦 隆

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課 調整幹	濱 田 尊 則
--------------	---------

	議 事	て ん 末
議 事 状 況	教育長報告	
	・教育長専決第18号について	(秘密会)
	・教育長専決第19号について	(秘密会)
	・教育長専決第20号について	
	・教育長専決第21号について	
	・教育長専決第22号について	
	議 案	
	・第29号議案 令和4年度越谷市教育功労者等被表彰者の決定について	原案可決 (秘密会)

◎開会の宣告

吉田教育長 それでは、これより 8 月の定例教育委員会会議を開会いたします。

本定例会に関し、現在のところ傍聴許可願の提出はございませんが、越谷市教育委員会傍聴人規則第 1 条第 2 項の規定により、開会後に許可願が提出された場合、傍聴を許可したいと存じます。

はじめに、教育長専決第 18 号及び第 19 号、第 29 号議案については、人事案件であることから秘密会とし、先に審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

(午前 10 時 00 分)

◎教育長報告 「教育長専決第 20 号について」

吉田教育長 それでは、教育長報告「教育長専決第 20 号について」、学務課長から説明いたします。
学務課長。

磯山学務課長 それでは、専決第 20 号についてご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の 11 ページをご覧ください。

専決第 20 号 越谷市立小中一貫校整備 P F I 事業に係る特定事業契約の締結についての原案決定について。

越谷市立小中一貫校整備 P F I 事業に係る特定事業契約の締結についての原案決定について、別紙のとおり専決処理する。

令和 4 年 8 月 16 日、越谷市教育委員会教育長。

次に、会議要項の 13 ページをお開きください。こちらは令和 4 年 9 月定例市議会に越谷市長が提出する議案の原案でございます。

提案理由でございますが、越谷市立小中一貫校整備 P F I 事業に係る特定事業契約を締結するにあたり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 12 条の規定により、提案するものでございます。

内容としましては、

契約の目的、越谷市立小中一貫校整備 P F I 事業。

契約の方法、総合評価一般競争入札による契約。

契約金額、142 億 1,946 万 3,974 円に金利変動、物価変動及び税制度の変更による増減額を加算した額。

契約期間、契約締結日から令和 22 年 3 月 31 日まで。

契約の相手方、越谷市大沢三丁目28番11号、P F I こしがや教育推進整備株式会社、代表取締役、小林孝裕でございます。

今回の主な事業といたしましては、(仮称) 蒲生学園校舎等の建設及び現蒲生小学校の解体工事並びに(仮称) 川柳学園小学校高学年棟等の建設及び現南中学校柔剣道場等の解体工事でございます。

会議要項の14ページ及び15ページをご覧ください。まず、(仮称) 蒲生学園の校舎等構造及び規模につきまして、校舎の構造は、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造の4階建てでございます。

次に、校舎の概要でございますが、校舎1階には、小中学校の校長室及び職員室等の管理諸室を設置するとともに、小中学校の特別支援学級や家庭科室、プール、柔剣道場、学童保育室等を設置いたします。校舎2階から4階は、小中学校の普通教室及び図書室や理科室、音楽室等の特別教室を設置し、3階には中学校用の屋内運動場や防災備蓄倉庫を設け、校舎1階から屋階を含めた延べ面積は2万683.45平方メートルとなります。なお、附帯施設といたしまして、ゴミ置き場や屋外倉庫等も設置いたします。

また、会議要項16ページにございますように、(仮称) 蒲生学園既存屋内運動場における空調設備及び照明器具設備の改修工事を行うほか、(仮称) 蒲生学園維持管理業務を行ってまいります。さらに、17ページから19ページになりますが、現在の蒲生小学校である旧蒲生第二小学校等の解体工事を行ってまいります。

次に、会議要項の20ページをご覧くださいと存じます。(仮称) 川柳学園小学校高学年棟等の構造及び規模につきまして、はじめに、校舎の構造は、(仮称) 蒲生学園と同様、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造の4階建てでございます。

次に、校舎の概要でございますが、校舎1階は校長室や職員室等の管理諸室のほか、特別支援学級や図工室などの特別教室を設け、2階から4階は普通教室や多目的室、図書室等を設置いたします。校舎1階から屋階までの延べ面積は7,954.2平方メートルでございます。また、会議要項21ページにございますように、柔剣道場及び屋外倉庫も整備してまいります。

次に、会議要項22ページにつきましては、(仮称) 川柳学園小学校高学年棟等の建設に伴う南中学校柔剣道場等の解体工事の概要となっております。

最後に、参考といたしまして、23ページ及び24ページにP F I 事業提案書提出グループ名簿、25ページに入札状況、26ページから33ページにつきましては、(仮称) 蒲生学園、(仮称) 川柳学園の配置図、平面図等の図面を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

教育長専決第20号についてのご報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

荒木委員。

荒木委員 ご説明ありがとうございます。27、28ページの校舎平面図を見ますと、まさに小学生と

中学生が同じ学び舎で過ごすことになるわけですが、こういったものは恐らく初めてだと思いますので、よい点や配慮する点を教えていただけますでしょうか。

吉田教育長 学務課長。

磯山学務課長 今までも本市は小中一貫教育を推進してきたわけですが、小学校と中学校の児童生徒の交流ということを進めてきたなかで一番大きな課題になってきた点は、校舎が離れているところです。行き来をするのになかなか時間がかかりますので、例えば運動会のときに陸上部を招いてリレーを披露してもらったりする機会を設けたり、あるいは挨拶運動、日時を決めて小学校に中学校の生徒に来てもらって一緒に挨拶運動するというところを行ってきたりとか、出前授業的なものを中学校の教員が小学校に来て行っていました。校舎を1つにすることによって機動的に、また効果的に効率よく交流ができるということが、大きな利点になるのかなと考えています。小学生は中学生への憧れというのでしょうか、そういうところを生活の中で感じるということが非常に大事なのかなと思っています。

また、配慮すべき点というところでは、小学校1年生から中学校3年生まで、身長でいえば110センチ位の子どもから、もしかすると180センチ位までの子どもたちが1つの校舎の中で生活をするということで体格差が大きいことから、動線などについては恐らく留意しなければならない点かなと思います。ただ、その辺りにつきましては、生活する中で自然と培われるものでもあるのかなと考えております。

以上でございます。

吉田教育長 今の説明につきまして、なにか補足はありますか。

学校教育部長。

青木学校教育部長 小中学校が同じ校舎で1つになっているのは、本市では初めてでございます。

そのため、要求水準書を作成する段階で、諸室の配置について調整しており、小学校は小学校で固まっていたほうがよい部分、例えば普通教室の並びは小学校、中学校としておりますが、逆に、交流を積極的に図れるようなスペースというのも考えています。図面を見ていただきますと、例えば2階に図書室がございます。こちらにつきましては、実は小学校、中学校別とはなっておりません。小学校と中学校をあえて1つにすることで、中学生がこれまでに読んできた本を、小学生にこの本はおもしろかったから読んでごらんと薦めてみたり、また、低学年の子に対して中学生が読み聞かせをしてあげる、そういう交流もできるかなと思います。さらに、小学生が中学生に勉強のことで相談をする学習スペースとして、また、PCルームも併設しておりますので、情報センターとして様々な機能を持ちながら小中学校が交流できるように考えているところでございます。

3階、4階につきましては、多目的室というものが同じようなスペースに配置されていますけれども、こちらも小学校からも中学校からも利用しやすい場所に配置し、様々な活用が容易に出

来るようにしております。例えば小学校、中学校と一緒に集会を行うとか、学年間で交流をするとか、そういう場に活用できるのではないかなと考えております。

特別教室につきましては、小学校、中学校で別にしておりますけれども、これはそれぞれの学習を充実させるためですが、近くに小学校と中学校の特別教室を設置することによって、何らかの交流を図ることができる、そういう取り組みをしたいと思ったときに遠いからということがないように、別室ではあるけれども近くに配置している、そのような配慮をしております。

先ほど学務課長から説明がありましたけれども、私も城ノ上小学校に勤務していた時に、オープンスペースの学校だと隣の教室がうるさいのではないかなどと勤務する前は思う部分があったわけですが、実際に勤務をしてみると意外と気にならないところがございました。逆に子どもたちはそれを日常生活とする中で、うるさく騒いだら隣の教室の迷惑になってしまうからそんなに騒いではいけないのだということを自然に身につけていく。ですので、先ほど体格差のある小学生、中学生が1つの学び舎になるということの心配はありましたけれども、逆に普段接しているからこそ、気を遣って相手のことを考えて交流をしなければならないのだということが、自然に身につけていくという部分も教育効果としては考えられるのではないかと思います。

吉田教育長 よろしいでしょうか。

今の説明は、どちらかというと今回の事業に伴っての施設、設備としてのハード面の話でしたが、教育活動面での留意点、あるいは今実施している、進めているいわゆるソフト面のことがありましたら付け加えて頂けますか。

学務課長。

磯山学務課長 小中一貫校として教科横断的な学習を進める、また、それぞれの特色ある教育を進めるために、9年間を見越した総合的な学習の時間の取り組みを現在行っているところです。蒲生学園に関しましては、既に蒲生小学校と蒲生南小学校が9年間を見据えた総合的な学習の時間のカリキュラムを同じ形にして学習を進めています。その理由としては、中学校に入学した際に、それぞれの小学校が同じカリキュラムを行っていることによって中学校での総合的な学習の時間がスムーズに進めることが出来るという目的で行っています。また、今回は蒲生学園の話ではございますが、川柳学園、明正学園につきましても、それぞれ9年間を見越して国際理解教育や環境教育等の特色ある教育について進める予定で、カリキュラムの作成について教育委員会と連携しながら取り組んでいます。

吉田教育長 なにか補足はございますか。

学校教育部長。

青木学校教育部長 課題としてはいろいろございますが、さきほど蒲生小学校と蒲生南小学校の総合的な学習の時間について説明させていただきました。ただ、ここには物理的な距離がございまして、蒲生南小学校は敷地が離れております。ですので、必ずしも集合して行うわけにはいかな

いという課題も残っておりますので、例えばGIGAスクール構想で1人1台配布しましたタブレット端末なども活用しながら、オンラインによって交流をする場を設けていく。総合的な学習を進めていく中ではそういうことも考えられますし、例えば発表会のときには、逆に足を運んで一緒に発表会を行うなど、その辺りは各学校の創意工夫ができる部分かなと思っていますので、教育委員会としても手厚くサポートを行うなど、教育内容が充実できるようにしていきたいと考えています。

吉田教育長 施設と教育活動の両面で準備を進めているということでしょうか。

青木学校教育部長 はい。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員 今、小学生と中学生と一緒に学ぶメリットをお聞きして、良いことだと思ったのですが、何か懸案事項みたいなのはあるのでしょうか。

吉田教育長 学務課長。

磯山学務課長 懸案事項といたしましては、レイクタウン地区の人数が非常に多くなっていることから、規模としてはかなり大きな学校になるということが一つあるのかなと思います。その件につきましては、現在も課題解決に向けて校長を中心として、また、教育委員会でも連携を取りながら、様々な点で解決に向けての取り組みをしていくということになるのかなと考えております。

吉田教育長 この件につきましては、議会でも様々なご指摘をいただいております。準備会等も立ち上げて調整しているところですが、この件につきまして何か補足はございますか。

学校教育部長。

青木学校教育部長 今地域の方を含めまして、学園の地域準備委員会を立ち上げております。構成は各自治会の代表の方やコミュニティ推進協議会の代表の方、PTA代表の方、そして学校代表の方や教育委員会の職員などで、様々な立場の人達がそれぞれの視点からこの学園をどのようにしていくか、意見を寄せ合いながら進めていこうというものでございます。例えば川柳小学校では、児童の急増に合わせて通学路を分散化することによって、一点集中ではなく、1つの交差点に多くの児童が集まる危険性を回避するよう、建設部とも連携をしながら昨年度から取り組んでいるところでございます。今後も、例えば川柳小学校の高学年校舎が別棟になるなど、様々な課題が考えられ、今までに無かった教育活動の取り組みというのも我々は考えていかなければなりません。通学方法から教育活動での連携など、様々な課題はあるかと思いますが、地域の方、保護者の方からのご意見も参考にしながら、よりよい教育活動を行っていけるよう、取り組んでまいりたいと考えています。

吉田教育長 新しい試みでもありますので、様々な課題も指摘されているところではございますけれども、今説明があったように準備会等を立ち上げる中でご意見を地域からもいただき、また、

小中一貫教育は2期目になっているのですけれども、1期目の成果を積み上げてきたということもございますので、そういったものも生かしながら、着々と準備を進めているということによりよいでしょうか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 人数が多くなるので、通学路に子どもたちが集中しないか少し心配だというような指摘もありましたので、そのことについて今お答えいたしました。その前にも幾つか挙がっており、本来ならば一つ一つお答えしなければいけないところなのではございますが。

渡辺委員 大規模校になると危機管理が本当に大切になってくると思いますので、よろしくお願いいたします。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

野口委員。

野口委員 ご説明ありがとうございます。川柳学園の小学校高学年棟についてなのですが、高学年棟にも校長室を設けるという配置図になっておりますが、低学年、1年生から4年生の児童が通うことになる現在の川柳小学校にも校長室がございます。校長室は2つ用意するという理解でよろしいのでしょうか。

吉田教育長 学務課長。

磯山学務課長 ご質問のとおりでございます。それぞれに校長室を置きますので、どう活用していくのかは今後の課題となりますが、まずは両方ということで考えております。

吉田教育長 野口委員。

野口委員 私もその方向でいいのかなと思っております。やはり両方に気を配っていくということで、職員室や事務室も用意されて、しっかりと見ていきますよという姿勢を示す意味でもいいのではないかなと思いました。

以上です。

吉田教育長 この件は義務教育学校ではなく併設型の小中学校を目指すのだということかと思えます。その違いなどもう少し丁寧に説明して頂けませんか。

学校教育部長。

青木学校教育部長 義務教育学校ではなく併設型小中学校ということについてでございますけれども、本市としましては、これまでも説明してきましたように、義務教育学校ではなく併設型ということです。大きな違いとしては、義務教育学校ですと校長が1人、教頭は規模に応じてという形になりますけれども、本市の場合にはそれぞれの学校に校長、教頭がいるという形になりますので、小学校の校長が1人、中学校の校長が1人ということになります。また、義務教育学校では、教員の配置で原則として小中学校両方の免許を持っている者を配置する必要がございますが、併設型につきましては、必ずしも両方持っていなくても必要に応じてという形になっております。

人的配置という面では難しい点もありますけれども、両方に校長がいる利点について、本市では十分に生かしていきたいなと思っています。

ただ、どちらが主体的になるのかという部分もございますので、今後例えば小学校2校と中学校1校が学園となった場合につきましては、その中の1人が代表して学園の意思決定をしていくときの統括校長となるなど、規則等を制定して学園としての意思統一を図っていくということを考えてまいりたいと思います。

また、様々な組織、例えば生徒指導に関すること、教育相談に関すること、様々な経営に関することにつきましても、各学校で行うのはこれまでどおりではございますけれども、学園として取り組むことにつきましては、共同の組織を構築しまして、一緒に考えていくという姿勢で取り組んでいく必要があるかなと思っています。

また、川柳小学校につきましては、高学年棟が分かれますけれども、野口委員からもご指摘があったように両方に校長室を設けておりまして、校長は低学年校舎と高学年校舎を行き来するということになります。なお、川柳小学校につきましては、今後規模が大きくなってくると、これは決定ではありませんけれども、人数に応じまして教頭を2名配置するということも考えられます。その場合には、その2名をうまく低学年校舎、高学年校舎に配置しながら様子を見ていくということも考えられるかなと思っています。

いずれにいたしましても、この併設型小中一貫校というものについて、どんなものが必要であるかという様々なことを、学校や地域とも相談をしながら準備を進めてまいりたいと考えています。

吉田教育長 今の説明の中でそれぞれの組織があって、さらに共同の組織があるというような話がありました。既に1期目の5年間の中で共同の組織を構築しており、中学校区を中心に15のブロックに分けて、そこに小学校が加わるようなシステムとしているので、それを2期目も継続しております。集まる機会は頻繁には設けられませんが、例えば夏季休業中等の時に集まって、組織内で連携を図っていくことによって小中一貫教育を進めていく。そのシステムはございますので、それを基盤としてさらに進めていきたいということによろしいですね。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 他にございますでしょうか。

東委員。

東委員 契約の相手方は、13ページだとPFIこしがや教育推進整備株式会社という株式会社なのですが、25ページの、前回もお聞きしましたが、入札者で入札されたのはナカノヤグループという企業名になっていて、この違いが少しよく分からなかったもので、教えていただけますか。

吉田教育長 学務課長。

磯山学務課長 今回ナカノヤグループが落札をしたわけなのですけれども、本校舎を建築するにあ

たり、ナカノヤグループがこの事業のためだけの株式会社をつくったものが、P F I こしがや教育推進整備株式会社です。その代表がいわゆるナカノヤグループの代表企業のナカノヤということになっておりますので、この代表企業から協力企業まで、ここに記載されている業者が株式会社を設立して今回のP F I 事業を推進していきます。この会社の代表者がナカノヤの代表取締役の小林社長という形になります。

吉田教育長 入札業者と契約の相手方とは別のものではないということですよ。今申したような入札後の契約の仕方の中で相手の会社のことは何と言いましたか。

青木学校教育部長 特別目的会社、S P Cです。

吉田教育長 という会社を立ち上げて、その相手と契約を結んでいるということです。

東委員。

東委員 要するにこのグループが新たにこういう株式会社として受けたという形だったのですね。了解しました。

それで、校舎の平面図で私も2点ほど少しお聞きしたいのですが、1点目は27ページですが、蒲生学園には特別支援学級が全部で8つ教室があって、小学校が4つ、中学校が4つ、それから31ページの川柳学園の高学年棟なのですが、こちらの特別支援学級が小学校5、6年生だけなのだけれども、6教室あるのです。これは、少し多い感じに見えるのですが、平均的に大体このぐらいなのでしょうか。

2点目は、27ページの蒲生学園なのですが、小学校にはワークスペースが教室についているのですが、中学校のワークスペースは教室に附属していなくて、廊下の反対側にある感じになっていますが、これは何か意図があるのでしょうか。

吉田教育長 学務課長。

磯山学務課長 特別支援学級の教室数ということでございますが、今回その数を決定するにあたり、特別支援学級は、最大1教室に8名までという法の決まりがございます。その中で、本市として今までの各学校の特別支援学級の在籍者等の推計を踏まえたときに、およそ在籍数の2.45%という換算となります。令和8年度の蒲生小学校の児童数の見込みは939人になりますので、その2.45%とすると23名になります。23名なのですけれども、特別支援学級には障がい種別に学級を設置するという考え方がございまして、自閉症・情緒障害特別支援学級と知的障害特別支援学級に区分されます。その割合を1対1として考えると、実際には4学級はないと足りなくなってしまうので、そういう考え方で配置しています。同じ考え方で中学校は4室、川柳学園は6室という形を取っております。

2つ目のワークスペースでございますが、先ほど学校教育部長からも説明がありましたが、オープンスペースの学校というのは、今まで城ノ上小学校にしかなかったわけなのですけれども、蒲生小学校の子どもたちは、開校した時点からオープンスペースとなります。一方で、南中学校

は蒲生南小学校の児童も進学して南中学校の生徒として生活するにあたり、蒲生南小学校はオープンスペースではないということで、混乱を招かないよう中学校の諸室については、オープンスペースではない通常の教室を想定しています。今までと少し様子が違ってしまいうことで混乱が起きないようにということです。しかしながら、オープンスペース的に使えるように、壁のところは開くことができる引き戸になっていまして、オープンスペースとして使えるような設計にはなっております。ただ、最初のスタート時には閉めて使用するということから、図面上では実線で分かれている形での書き方になっているというところでございます。

吉田教育長 要望に対応できるように設計してあるということです。他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 他になければ、以上を踏まえて進めてください。

◎教育長報告 「教育長専決第21号について」

吉田教育長 続きまして、教育長報告「教育長専決第21号について」、指導課長から説明いたします。指導課長。

小野寺指導課長 それでは、専決第21号についてご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の35ページをご覧ください。

専決第21号 損害賠償額を定め和解することについての原案決定について。

損害賠償額を定め和解することについての原案決定について、別紙のとおり専決処理する。

令和4年8月16日、越谷市教育委員会教育長。

次に、会議要項の37ページをご覧ください。こちらは、令和4年9月定例市議会に越谷市長が提出する議案の原案でございます。

次に、38ページをご覧ください。提案理由でございますが、平成29年10月4日に発生した学校事故について、相手方と和解交渉を進めてきましたが、このほど合意に達しましたので、損害賠償額を定め和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、提案するものでございます。

恐れ入りますが、37ページにお戻りください。事故の概要につきましては、平成29年10月4日午後0時19分頃、市内小学校の家庭科室において、同校児童が調理実習を行っていた際、ガスコンロの火がエプロンに燃え移り、熱傷を負ったものでございます。

なお、和解要旨等につきましては、ご参照いただきたいと存じます。

専決第21号議案についてのご報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対してご質問、またはご意見等ございますか。

山口委員。

山口委員 事件の概要を伺い、再発を防止するとか、このようなことが起こってしまったことに対する反省というか、そういったものはやはり大事なと思うのですが、このことに関して教育委員会としてはどう受け止めて、今後に生かしていくのか、その方針についてお聞かせいただきたいのですが。

吉田教育長 指導課長。

小野寺指導課長 このような事故が起きたことについて、教育委員会としても大変重く捉えており、学校にも指導しているところでございます。

事故直後の翌日、平成29年10月5日付で越谷市教育委員会指導課長名にて、市内の各小中学校長宛てに、「児童の校内における安全指導の徹底について」という依頼文を発出しております。その中では、今回のやけどに特化しましてガスコンロの使い方とか点火する際の鍋等の使い方、衣服の注意点等、そういうものを具体的に記載した文書を学校にお示しして指導しています。

また、当該小学校に関しまして、校内において、教職員で共通理解を図るとともに安全指導の徹底を進めてまいりました。作業時の役割分担とか身支度の安全性の徹底、やけど防止と消火の手段、換気と不規則な風対策などを進めてまいりました。

さらに、学習の準備、調理実習中の後片づけ等については以前から家庭科室に掲示していましたが、それに加えまして役割分担や身支度の安全性の徹底のポイントをさらに追加しまして、毎時間調理実習の際には確認して授業を進めております。

また、やけど以外の事故も含めまして、安全について機会を捉えての指導を行っています。まず、施設設備につきましては定期点検や臨時点検を行い、教職員につきましては安全指導と安全管理について適切に行うよう指導を進めているところでございます。事故が再び起きないように引き続き指導を繰り返し努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

吉田教育長 山口委員。

山口委員 ガスコンロの配置場所なども大事なのかなと思います。火が近くにならないようにするとか、お鍋とか具材を横にしてまたがないようにするとか、そういったことはもちろん検討されていると思うのですが、コンロの位置など配置の見直しについては検討されたのでしょうか。

吉田教育長 指導課長。

小野寺指導課長 4人がけぐらいのテーブルの端にコンロが設置されており、テーブルで材料を切ったり調理の下ごしらえを行う配置になっておりますので、作業をする担当と火を扱う担当の配置を明確に分けて、実習を行うように指導しております。

吉田教育長 学校内で起こった事故に対して、その後の補償、保険の適用について少し説明してください。

小野寺指導課長 全国市長会の学校災害賠償補償保険に加入しております。子どもたちは日本スポーツ振興センターの保険に加入しておりますので、その保険に加える形で補償される形となります。

以上でございます。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員 ただいま今回の事故に関して安全指導を徹底したというご報告を受けたのですが、ハインリッヒの法則によりますと、1つの重大な事故に関しては、その後ろに29の軽微な事故、そして300のヒヤリ・ハットがあり、「ひやっと」したり「はっと」したりするような事例が起きているということもございます。その300の「ひやっと」したこと、「はっと」したようなことを洗い出すことによって重大事故は防げると思うのです。ですので、そういう事を集約できる各学校の体制も構築していただきたいと思います。特に、経験が浅い先生と、10年、20年のベテランの先生では、同じように指導しても見る視点も違ってくると思うので、その辺りのところも再発防止策として取り入れていただけたらなと思います。

また、教育委員会としては指導力の向上、研修とか教材を開発するお手伝いとか、そういうことも大切ですが、まずは子どもたちが安心して安全に学べる場をつくるというのが大切だと思います。家庭科とか理科の実験、体育などもそうなのですが、どんなに気をつけていても、想定外のことは起こり得ると思うのです。だからといってそれを行わないわけにはいかないと思います。必要だから行っているわけですので、学校の安全管理体制というところで、教育委員会としてもしっかり取り組んでいってほしいと思いました。

以上です。

吉田教育長 これまでも安全指導についてはいろいろと取り組んでおりますので、少し例示していただけますか。

学校教育部長。

青木学校教育部長 渡辺委員からご指摘がありましたように、事故につながるようなことのないよう、施設管理の面、そして指導の面の両方での取り組みが必要と思っています。教育委員会としては、まず施設管理の面では東部教育事務所と連携して行っている管理担当訪問というものがございます。また、教育委員会独自で行っている教育長訪問、この年2回の訪問で、特に危険なところがあるところ、例えば家庭科室ではコンロで火をつけたり包丁を使う、理科室では薬品を使う、そして図工室では刃物を使うなど、そういう場所に対して確認を行っております。教室並びに準備室も含めてチェックポイントを設けて、安全に管理ができているのかどうか、薬品の管理ができているか等を確認しております。また、先ほどのガスコンロにつきましても、例えばガスコンロの後ろにあるガスホースの長さ、長ければ焦げてしまうので、そういう細かなとこ

ろにも気を配りながら確認作業を行っております。また、指導力向上という面につきましては、指導主事が学校訪問をして授業等を見る際に、指導のポイントを明確にしながら、それぞれの先生方が指導力を向上させていくため、頻繁に学校と連携を図りながら研究授業やその他様々な研修会を通して取り組みを推進しているところでございます。ただ、学校事故がゼロになっていないという現状もございますので、これで十分だという意識は持たずに、繰り返し何度も丁寧にやってまいりたいと思っております。

吉田教育長 今回のお話しですが、これは毎年全校で実施しており、県と教育委員会とを合わせると2回行っております。理科とか家庭科だけではなくて、例えばボールが倒れたとか、ゴールが倒れて下敷きになったとか、また、鉄棒が腐食していて大きな事故が起きたとか、様々な箇所について、トータルで安全指導に関しての指導を受ける、あるいは教育委員会としても指導をしていくということを毎年繰り返し行っています。

他にございますでしょうか。

荒木委員。

荒木委員 今思い出したところなのですが、設備が年々便利になっていて、どんどん進化しておりますので、例えば家庭のコンロがIHになって、火がどういったものであるかというのが分からないお子さんがいらっしゃるというお話もよく聞きますし、あと、市内ではないのですが、学校の行事の際にみんなで移動して、お湯を溜める場面があったらしいのですが、近年家庭では混合栓が多いので、赤と青い蛇口を、本来ならば両方出さなくてはいけないということが分からず、赤だけを出して溜めて、それを触ってしまってもの凄く熱かったとか、そういった類いの話も保護者間ではよく聞くことですので、年々、より細かく見ていかなくてはいけないのかなと思いました。どうぞよろしくお願いいたします。

吉田教育長 指導課長。

小野寺指導課長 今のお話に関連しまして、4月当初に保護者の方からよくご意見をいただくのは、トイレの和式、洋式の違いです。公園の和式を探して練習して学校に入学させるという保護者の声もございました。また、洗濯機など家庭の用品も随分進化をしていて、形状によっては使い方が分からないものがありますので、使用方法を十分説明して、安全管理を行っていくと同時に、学習指導要領を十分確認しながら、進めてまいりたいと考えております。

吉田教育長 よろしいですか。

学校へ入学する際には、そういった管理面での指導をする際に、今いただいたご意見等を基準の中に入れて、丁寧に教えていくということで今後進めていただきたいと思います。よろしいですか。

他にございますでしょうか。

東委員。

東委員 今回家庭科室で起きたこと、教員が何人いたのかは存じませんが、実習や演習関係などで危険な物を取り扱うときに、補助員を教員にお願いするのは現状の負担を考えた場合、難しいと思います。そのため、別な方法で補助者のような方を配置するというのを今後検討できたらいいのではないかなと思います。管理作業とか指導力向上に取り組むことは確かに正しいのですが、マンパワーが不足していると私は思っていて、どういう工夫ができるのか分かりませんが、検討していただけたらと思います。

以上です。

吉田教育長 指導課長。

小野寺指導課長 本件につきましては、1人の担任が担当して授業を進めておりました。事故後すぐに子どもたちに指示をして養護教諭を呼びに行かせて、教頭と養護教諭が駆けつけました。

今お話しがございました補助員など複数でということですが、現在、学校には学習指導員が配置されておりますが、こちらに関しましてはコロナ禍ということでの配置になっております。また、その他に支援員という職員も配置しておりますが、支援員の目的は子どもたちへの特別な支援をするためとなっております。今後も安全管理を第一に考えた授業が進められるよう、調査研究していきたいと思います。

吉田教育長 他にございますか。

渡辺委員。

渡辺委員 東委員の補助者を配置したらどうかというご意見に関してなのですが、例えば今学校応援団とか地域の方が学校にいらっしゃると思います。例えば家庭科の調理実習があるときには、誰かお時間がある方は協力してくださいとか、そういう形でお願いすることは可能なのではないのでしょうか。

以上です。

吉田教育長 野口委員。

野口委員 その件についてですけれども、保護者の方のご協力をいただいている学校は多いのではないかなと思います。私の経験で、例えば、ミシンの授業とかについて、かなり多くの保護者の方が実際に来ていただいたりしたこともございました。保護者の方に責任まで追わせるということとは難しいですけれども、安全面についても可能な範囲でご協力いただく、現時点ではそういう形でマンパワーを少し確保するぐらいしかできないのかなと思います。

以上です。

吉田教育長 指導課長。

小野寺指導課長 今お話にありましたように、刃物を扱うミシンとか、鋸で切るとか、玄翁を使うくぎを打つ作業などは、保護者や地域の方ご協力を得て進めているところでございます。

また、小学校低学年の児童が、商店街や近くの公園などに校外学習に行くときにも保護者や地

域の方にご協力をいただいている学校もございます。

それと併せまして、全ての学校には学校応援団があり、安全指導や教科指導・環境整備にご協力をいただいておりますので、引き続き子どもたちの安全の確保に努めてまいりたいと思います。

吉田教育長 あくまでも保護者や地域の方に応援いただく場合は協力者という位置づけになりますので、安全管理ということでのお願いは少し難しいと思います。例えば実際に事故が起きたときに、責任の所在はどうするのだという話になりますので、そのことを前提としてお願いしますという考え方は少し難しいと思います。あくまで教員として安全管理を徹底するというのが主体になりますので、そういう補助員を付けるということであれば、調査研究させていただくという形での回答になるかと思います。

渡辺委員 今回は和解における損害賠償金のことしか記載がないので分からないのですが、本人にとっては一生に関わる事だと思うので、今後の対応についてどう考えているのかというところをお伺いしたいのですが。

吉田教育長 指導課長。

小野寺指導課長 今回の事故は教育委員会が状況等を把握させていただいておりますので、不安というお話がございましたら、窓口として可能な限り対応をしていきたいと思います。

吉田教育長 他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 大変貴重なご意見、ご提言もいただきましたので、以上を踏まえて今後進めてください。よろしくお願いします。

◎教育長報告 「教育長専決第22号について」

吉田教育長 続きまして、教育長報告「教育長専決第22号について」、教育総務部長から説明いたします。

教育総務部長。

鈴木教育総務部長 それでは、専決第22号についてご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の39ページをご覧ください。

専決第22号 令和4年度越谷市教育費補正予算の見積りについて。

令和4年度越谷市教育費補正予算の見積りについて、別冊のとおり専決処理する。

令和4年8月16日、越谷市教育委員会教育長。

それでは、恐れ入りますが、別冊1の令和4年度越谷市教育費補正予算総括表及び予算説明書の2ページ及び3ページをお開きください。

はじめに、歳入についてご説明いたします。3ページの表の一番下にごございます、歳入合計欄をご覧ください。教育委員会に関連する歳入につきましては、今回1,313万2千円を増額し、補正

後の総額は26億9,735万9千円となります。

歳入の内容でございますが、8ページ及び9ページの歳入予算説明書をご覧ください。14款国庫支出金、2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金につきましては、城ノ上小学校における照明改修事業及び太陽光発電設備設置事業に係る学校施設整備事業交付金2,940万円を追加します。

次に、20款諸収入、6項雑入、1目雑入につきましては、教育活動中の事故に係る施設賠償責任損害保険金のほか、その他雑入として、市主催のスポーツ大会における怪我に対する市民総合災害等補償金、合わせて1,003万2千円を追加します。

次に、21款市債、1項市債、6目教育債につきましては、14款国庫支出金でご説明いたしましたとおり、城ノ上小学校における照明改修事業及び太陽光発電設備設置事業が、国の補助金を活用して実施することとなったため、令和4年度当初予算で計上しておりました学校施設整備事業債3,350万円を減額するほか、日本文化伝承の館こしがや能楽堂の空調機交換改修工事等に係る日本文化伝承の館整備事業債720万円を追加します。

次に、歳出の内容でございますが、恐れ入りますが、戻りまして5ページ下段の教育費に係る歳出合計欄をご覧ください。今回4億8,855万2千円を追加し、補正後の総額は116億7,566万4千円となります。

支出の主なものについてご説明を申し上げます。16ページ及び17ページの事業別予算説明書をご覧ください。1項教育総務費、2目事務局費の教育活動支援事業につきましては、特別支援教育支援員等の配置に伴う会計年度任用職員報酬等として967万円を追加します。

次に、3目学校教育指導費の外国語指導事業につきましては、外国語指導委託料の契約額の確定に伴い2,000万円を減額します。

次に、5目科学技術体験センター費の科学技術体験センター管理運営費につきましては、科学技術体験センターに係る修繕料として、60万円を追加します。

次に、2項小学校費、1目学校管理費のうち、学校活動運営費につきましては、学校活動の運営に係る修繕料として100万円を追加します。

続いて、18ページ及び19ページをご覧ください。施設管理費につきましては、小学校施設管理に係る光熱水費及び施設の改修工事費として、合わせて2億6,900万円を追加します。また、備品等整備事業につきましては、令和5年度の児童数及び学級数の増加に伴う備品購入費等として、合わせて1,100万円を追加するほか、その他学校管理費につきましては、教育活動中の事故に係る賠償金として歳入と同額の1,000万円を追加します。

次に、3項中学校費、1目学校管理費のうち、学校活動運営費につきましては、学校活動の運営に係る修繕料等として、合わせて200万円を追加します。

20ページ、21ページをご覧ください。施設管理費につきましては、中学校施設管理に係る光熱水費及び施設の改修工事費として、合わせて1億2,600万円を追加します。また、備品等整備事業

につきましては、令和５年度の生徒数及び学級数の増加に伴う備品購入費等として、合わせて320万円を追加します。

次に、６項社会教育費、１目社会教育総務費のうち、文化振興事業につきましては、日本文化伝承の館こしがや能楽堂に係る改修工事費として1,400万円を追加します。また、文化財保護事業につきましては、文化財施設に係る光熱水費50万円を追加するほか、成人式開催事業につきましては、成人式開催に係る委託料の追加及び借上料の減額を行い、合わせて265万円を追加します。

22ページ及び23ページをご覧ください。７項保健体育費、２目学校給食費の施設管理費につきましては、学校給食センターに係る燃料費及び修繕料等として、合わせて3,460万円を追加します。

次に、３目体育費のその他体育費につきましては、市主催のスポーツ大会におけるけがに対する補償金として、歳入と同額の3万2千円を追加します。

次に、４目市立体育館費のうち、市立体育館管理運営事業につきましては、総合体育館に係る光熱水費1,100万円を追加します。また、施設管理費につきましては、市立体育施設に係る光熱水費及び総合体育館に係る修繕料として、合わせて1,330万円を追加します。

恐れ入りますが、６ページにお戻りください。（３）債務負担行為ですが、追加が３件、変更が１件ございます。まず、債務負担行為の追加でございますが、小学校施設改修事業につきましては、校舎及び設備等改修工事費について、令和５年度まで限度額２億600万円を設定いたします。

また、中学校施設改修事業につきましても同様に、校舎及び設備等改修工事費について、令和５年度まで限度額3,200万円を設定するほか、給食センター施設改修工事費につきましては、第一学校給食センター休憩室改修工事費について、令和５年度まで限度額900万円を設定いたします。

次に、債務負担行為の変更でございますが、小中一貫校整備運営費につきましては、令和４年度当初予算に計上いたしました債務負担行為限度額について、ＰＦＩ事業の落札事業者が決定し、事業費が確定したことに伴い限度額を表のとおり変更するものでございます。

次に、７ページをご覧ください。（４）地方債ですが、追加と変更が１件ずつございます。まず、追加でございますが、歳入でご説明いたしましたとおり、日本文化伝承の館こしがや能楽堂の空調機交換改修工事等に係る日本文化伝承の館整備事業で限度額720万円の地方債を起こします。

また、変更でございますが、学校施設整備事業につきましては、城ノ上小学校における照明改修事業及び太陽光発電設備設置事業が、国の補助金を活用して実施することとなったため、市債の限度額を表のとおり変更するものでございます。

教育長専決第22号に係るご報告は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

野口委員。

野口委員 すみません、１点だけ教えていただきたいのですが。16ページから17ページの特別支援教育支援員等配置事業に関しまして、特別支援教育支援員等の配置に伴い報酬等として増額する

967万円について、今回の補正で何人増員できる見込みでしょうか。

吉田教育長 学務課長。

磯山学務課長 今回の補正により3名増員され、合計では68名の支援員になる予定でございます。

吉田教育長 よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 なければ、この件については以上といたします。

他に委員の皆さまから何かございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と答える者あり〕

吉田教育長 事務局から何かございますか。

〔「なし」と答える者あり〕

吉田教育長 他になければ、以上といたします。

最後に、次回の教育委員会会議の日時につきましては、9月29日木曜日、午前10時から教育委員会室で開催したいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 では、そのようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

吉田教育長 それでは、本定例会に提出されました議事は終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

(午前11時30分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

教 育 長

吉 岡 茂

委 員

野 口 久 男

委 員

荒 木 明 子

委 員

渡 辺 律 子

委 員

山 口 文 平

委 員

東 宏 行

書 記

教育総務課調整幹

濱 田 尊 則